長崎県公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定に基づき、東彼杵町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和４年11月18日

長崎県公安委員会委員長　瀬戸　牧子

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
彼杵本町（大村方面）	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830番地７先	東彼杵町が運営する自家用有償旅客運送の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和４年11月１日付け関係者間で合意
彼杵本町（川棚方面）	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1831番地４先			
総合会館前（大村方面）	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706番地５先			
総合会館前（川棚方面）	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷747番地２先			
江頭（嬉野方面）	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷753番地１先			
江頭（彼杵駅方面）	長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷13番地１先			